

令和5年白浜町議会第1回定例会 会議録(第4号)

1. 開 会 令和5年3月17日 白浜町議会第1回定例会を白浜町役場
議場において9時58分開会した。

1. 開 議 令和5年3月17日 9時59分

1. 閉 議 令和5年3月17日 11時14分

1. 閉 会 令和5年3月17日 11時14分

1. 議員定数 12名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 12名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	長 野 莊 一	2番	堅 田 府 利
3番	溝 口 耕太郎	4番	正 木 秀 男
5番	廣 畑 敏 雄	6番	横 畑 真 治
7番	西 尾 智 朗	8番	水 上 久美子
9番	松 田 剛 治	10番	小 森 一 典
11番	黒 田 武 士	12番	辻 成 紀

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 濱 口 伊佐夫 事 務 主 任 鈴 木 保 典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤 誠	副 町 長	愛 須 康 徳
教 育 長	豊 田 昭 裕		
富田事務所長			
兼農林水産課長	古 守 繁 行	日置川事務所長	久 保 道 典
総 務 課 長	寺 脇 孝 男	税 務 課 長	中 尾 隆 邦
民 生 課 長	中 本 敏 也	住 民 保 健 課 長	泉 芳 明

生活環境課長	榎本	崇広	観光課長	新田	将史
建設課長	玉置	康仁	上下水道課長	清水	寿重
地域防災課長	木村	晋	消防長	濱田	孝
教育委員会					
教育次長	廣畑	康雄	総務課副課長	山口	和哉

1. 議事日程

- | | | |
|---------|--------|--|
| 日程第1 | 報告第1号 | 専決処分の報告について |
| 日程第2 | 議案第25号 | 白浜町の辺地（川添辺地）に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |
| 日程第3 | 議案第26号 | 白浜町の辺地（椿辺地）に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |
| 日程第4 | 議案第27号 | 白浜町火災予防条例の一部を改正する条例について |
| 追加日程第17 | 議案第28号 | 白浜町教育委員会教育長の任命について |
| 追加日程第18 | 議案第29号 | 白浜町教育委員会委員の任命について |
| 日程第5 | 議案第15号 | 令和5年度白浜町一般会計予算議定について
(委員会審査報告) |
| 日程第6 | 議案第16号 | 令和5年度白浜町国民健康保険事業特別会計予算議定について
(委員会審査報告) |
| 日程第7 | 議案第17号 | 令和5年度白浜町後期高齢者医療特別会計予算議定について
(委員会審査報告) |
| 日程第8 | 議案第18号 | 令和5年度白浜町介護保険特別会計予算議定について
(委員会審査報告) |
| 日程第9 | 議案第19号 | 令和5年度白浜町土地取得特別会計予算議定について
(委員会審査報告) |
| 日程第10 | 議案第20号 | 令和5年度白浜町簡易水道事業特別会計予算議定について
(委員会審査報告) |
| 日程第11 | 議案第21号 | 令和5年度白浜町農業集落排水事業特別会計予算議定について
(委員会審査報告) |
| 日程第12 | 議案第22号 | 令和5年度白浜町下水道事業特別会計予算議定について
(委員会審査報告) |
| 日程第13 | 議案第23号 | 令和5年度白浜町水道事業特別会計予算議定について
(委員会審査報告) |
| 日程第14 | 議案第24号 | 令和5年度白浜町土地開発公社事業計画及び会計予算の提出について
(委員会審査報告) |
| 追加日程19 | 選挙第1号 | 公立紀南病院組合議会議員の選挙について |
| 日程第15 | 発委第1号 | 白浜町議会の個人情報保護に関する条例の制定について |
| 日程第16 | 発委第2号 | 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会・総務文教厚生常任委員会・観光建設農林常任委員会・議会広報 |

1. 会議に付した事件

日程第1から追加日程第19

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和5年第1回定例会4日目を開会いたします。

開議に先立ち、事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程はお手元に配布しております。

予算審査特別委員長から付託案件について、審査結果報告書が提出されていますので配布しております。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

本日、議会閉会后に議会広報特別委員会の開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 報告第1号 専決処分の報告について

○議 長

日程第1 報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。

報告第1号は以上で終わります。

(2) 日程第2 議案第25号 白浜町の辺地(川添辺地)に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議 長

日程第2 議案第25号 白浜町の辺地(川添辺地)に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。
議案第25号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

(3) 日程第3 議案第26号 白浜町の辺地(椿辺地)に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議 長

日程第3 議案第26号 白浜町の辺地(椿辺地)に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。
議案第26号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

(4) 日程第4 議案第27号 白浜町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第4 議案第27号 白浜町火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第27号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 10時03分 再開 10時22分)

○議 長

再開します。

水上議会運営委員長より報告を願います。

8番 議会運営委員長 水上君(登壇)

○8 番

休憩中の議会運営委員会の協議結果をご報告いたします。

この後、当局より追加議案2件の提出があります。

これらを日程に追加して、追加日程として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることになりましたので、ご了承のほどお願いいたします。

以上で、報告を終わります。

○議 長

報告が終わりました。

当局より追加議案2件の提出があります。

これらを日程に追加して、追加日程として、直ちに議題にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、追加議案2件は日程に追加して、直ちに議題にすることといたします。
資料を配布してください。

(資料配布)

(5) 追加日程第17 議案第28号 白浜町教育委員会教育長の任命について

○議 長

追加日程第17 議案第28号 白浜町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。
町長から提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君(登壇)

○番 外(町 長)

ご審議をお願いします議案第28号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。
議案書(P.67～68)に基づき、説明した。

豊田氏の任命につきまして、ご同意をいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議 長

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第28号は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(6) 追加日程第18 議案第29号 白浜町教育委員会委員の任命について

○議 長

追加日程第18 議案第29号 白浜町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番外（町長）

ご審議をお願いします議案第29号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書（P. 69～70）に基づき、説明した。

山本氏の任命につきまして、ご同意をいただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第29号は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、教育委員会教育長に任命されました豊田 昭裕さん、そして、教育委員会委員に任命されました山本 哲也さんから挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

入場してください。

（豊田氏、山本氏 入場）

（登壇）

（挨拶）

（拍手）

○議長

どうもご苦勞様でした。

暫時休憩します。

（休憩 10 時 35 分 再開 10 時 37 分）

○議長

再開します。

（7）日程第5 議案第15号 令和5年度白浜町一般会計予算議定について

（委員会審査報告）

日程第6 議案第16号 令和5年度白浜町国民健康保険事業特別会計予算議定について

（委員会審査報告）

- 日程第 7 議案第 17 号 令和 5 年度白浜町後期高齢者医療特別会計予算議定について (委員会審査報告)
- 日程第 8 議案第 18 号 令和 5 年度白浜町介護保険特別会計予算議定について (委員会審査報告)
- 日程第 9 議案第 19 号 令和 5 年度白浜町土地取得特別会計予算議定について (委員会審査報告)
- 日程第 10 議案第 20 号 令和 5 年度白浜町簡易水道事業特別会計予算議定について (委員会審査報告)
- 日程第 11 議案第 21 号 令和 5 年度白浜町農業集落排水事業特別会計予算議定について (委員会審査報告)
- 日程第 12 議案第 22 号 令和 5 年度白浜町下水道事業特別会計予算議定について (委員会審査報告)
- 日程第 13 議案第 23 号 令和 5 年度白浜町水道事業特別会計予算議定について (委員会審査報告)
- 日程第 14 議案第 24 号 令和 5 年度白浜町土地開発公社事業計画及び会計予算の提出について (委員会審査報告)

○議長

日程第 5 議案第 15 号 令和 5 年度白浜町一般会計予算議定についてから日程第 14 議案第 24 号 令和 5 年度白浜町土地開発公社事業計画及び会計予算の提出についてまでの 10 件を一括議題とします。

本案に対する委員長報告を求めます。

2 番 予算審査特別委員長 堅田君 (登壇)

○2 番

ただいま、議題となりました議案第 15 号 令和 5 年度白浜町一般会計予算議定についてほか 9 議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

議案第 15 号から議案第 24 号までの議案につきましては、去る 2 月 28 日に当予算審査特別委員会に付託されたところでございます。

そして、3 月 13 日、3 月 14 日、3 月 15 日の 3 日間で、議案第 15 号 令和 5 年度白浜町一般会計予算議定について、担当課の説明を受け審査を行いました。

また、3 月 15 日には一般会計の審査後、議案第 16 号から議案第 23 号までの各特別会計と議案第 24 号 白浜町土地開発公社事業計画及び会計予算について、審査を行いました。

その結果、議案第 15 号から議案第 17 号までは、全会一致により、可決すべきものと決しました。

次に議案第 18 号については、起立採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第 19 号から議案第 23 号までは、全会一致により、可決すべきものと決しました。

また、議案第 24 号 令和 5 年度白浜町土地開発公社事業計画及び会計予算の提出について

ても、原案のとおり全会一致により承認すべきものと決しました。

各議案審査の過程においては、質疑、提言は広範囲にわたりました。

歳入については、全体としては、町税やふるさと納税等の課税実績等から前年度を上回る見通しとされており、構成割合についても歳入全体の自主財源率は増加されていますが、財政調整基金からの取り崩しも予定されており、厳しい状況は続くと予想されます。

歳出については、依然として義務的経費における依存財源率は高く、中長期的に健全で安定的な財政基盤の構築が求められています。

このように町財政は厳しい状況ではありますが、予算執行にあたっては各課において創意工夫をし、検証を図りながら取り組まれないと思うところでもあります。

そうした中、各委員より予算審議の着眼点や決算審査の審議も参考に大所高所からの質問や提言があったところでもあります。

当局におかれましては、審査の過程で委員各位から出されました質疑、意見等について十分に意を用いられ、また事務の執行に当たられるよう申し上げ、本委員会審査の委員長報告といたします。

終わりにあたり、委員会運営にご協力を頂きました副委員長、そして、ご審議を賜りました各委員の皆様には感謝の意を表しまして報告を終わります。

○議 長

委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。

議案ごとに討論、採決を行います。

議案第15号 令和5年度白浜町一般会計予算議定について討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第15号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

引き続き、議案第16号 令和5年度白浜町国民健康保険事業特別会計予算議定について討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第16号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

引き続き、議案第17号 令和5年度白浜町後期高齢者医療特別会計予算議定について討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第17号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第18号 令和5年度白浜町介護保険特別会計予算議定について討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第18号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

引き続き、議案第19号 令和5年度白浜町土地取得特別会計予算議定について討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第19号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第20号 令和5年度白浜町簡易水道事業特別会計予算議定について討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第20号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第21号 令和5年度白浜町農業集落排水事業特別会計予算議定について討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第21号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

引き続き、議案第22号 令和5年度白浜町下水道事業特別会計予算議定について討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第22号は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第23号 令和5年度白浜町水道事業特別会計予算議定について討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

議案第23号は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第24号 令和5年度白浜町土地開発公社事業計画及び会計予算の提出について討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

本案に対する委員長報告は承認すべきものです。

議案第24号は委員長報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は委員長報告のとおり承認されました。

休憩いたします。

(休憩 10時47分 再開 10時48分)

○議 長

再開します。

水上議会運営委員長から報告をお願いいたします。

8番 議会運営委員長 水上君(登壇)

○8 番

議会運営委員会での協議の結果をご報告いたします。

公立紀南病院組合議会議員の選挙についてを追加日程とし、議題とすることになりましたのでご報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議 長

報告が終わりました。

お諮りします。

公立紀南病院組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第19として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、選挙第1号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

資料を配布してください。

(資料配布)

(8) 追加日程第19 選挙第1号 公立紀南病院組合議会議員の選挙について

○議 長

追加日程第19 選挙第1号 公立紀南病院組合議会議員の選挙についてを議題とします。
事務局長から件名を朗読させます。

番外 事務局長 濱口君

○番外(事務局長)

選挙第1号を朗読した。

○議 長

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思えます。

これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

公立紀南病院組合議会議員に、私正木と西尾君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました2名を当選人とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました2名が公立紀南病院組合議会議員に当選しました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

(9) 日程第15 発委第1号 白浜町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議 長

日程第15 発委第1号 白浜町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

事務局長に案件を朗読させます。

番外 事務局長 濱口君

○番外(事務局長)

発委第1号を朗読した。

○議 長

本案に対する委員長報告を求めます。

8番 議会運営委員長 水上君（登壇）

○8 番

それでは、発委第1号 白浜町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案を説明させていただきます。

提案理由につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、白浜町議会における個人情報の保護に関し、必要な事項を定めるものであります。

本件につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、白浜町議会における個人情報の適切な取扱いに関して必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため新たに条例を制定するものであります。

以上で、提案説明を終わります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長

それでは、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

6番 横畑君

○6 番

議会の個人情報への質問5点、一括して行います。

1点目、憲法が保障する基本的人権は、日本国憲法第11条で「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」と規定している。現行の白浜町の個人情報保護条例は、「基本的人権を擁護することを目的」としている。しかし、今回、議会が制定しようとしている個人情報保護条例は、「個人の権利利益を保護することを目的とする」と規定している。違いは明らか。基本的人権は、生まれながらにして全ての国民に与えられた永久の権利。しかし、制定される条例は、個人情報保護法が規定する法律の範囲でのみ、個人の権利利益を保護することになる。法律が変わることによって、権利利益の範囲や内容が変わる。今国会には、本人が申し出ない限り、金融機関の口座番号とマイナンバーがひもづけされる法案が提出されている。基本的人権の擁護と個人の権利利益の擁護には、決定的に大きな違いがあるのではないか。

2点目、議会の個人情報保護条例は、国の法律の適応を受けないのか、フリーハンドで作成できるのか。現条例を使うことは可能か、今より良いものを自分たちで作れるのか。

3点目、議会が扱う個人情報にはどのようなものがあり、この条例によって具体的な姿はどうか。議会が扱う個人情報を個々に例示しながら説明していただきたい。

4点目、仮名加工情報と匿名加工情報の取扱いはどうか。

5点目、受け取ることが想定される仮名加工情報や匿名加工情報も、議会が使用する目的が終了すれば、廃棄する規定を設けるべきではないか。

以上5点、お願いいたします。

○議 長

○8 番

今のご質問にお答えしたいと思います。

まず、議会の個人情報保護条例の制定については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定が、地方公共団体の執行機関には直接適用されることとなりますが、議会は同法の適用対象外とされ、国会や裁判所と同様に、議会における個人情報の取扱いは、法形成や規律の内容も含め、その自律的な対応に委ねることとされました。

そこで、「白浜町議会の個人情報の保護に関する条例」の第1条において、個人情報の適切な取扱いに関し必要な事項を定め、個人の権利利益を保護することを目的としております。

また、基本的人権については明記されておきませんが、個人情報の開示請求、訂正及び利用停止などの請求権を保障することにより、個人情報の権利の保護を実現するものです。

この考え方については、一番最初にご質問いただきました基本的人権の擁護と個人の権利利益の擁護には決定的な大きな違いがあるのではないかとという質問に対してです。

次に2番目の議会の個人情報保護条例は、国の法律の適応を受けないのかという質問に対してですが、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（令和4年1月（令和4年4月一部改正）個人情報保護委員会）では、議会は、国会や裁判所と同様に、自律的な対応のもと個人情報の保護が図られることが望ましいということから、改正後の個人情報保護法が定める規律の適用対象から除外されることになりました。

また、改正法が求める共通ルールに沿った措置を講じることが望まれることから、現条例を使うことはできないため、全国町村議会議長会から示された条例（例）を参考に制定しております。

次に3番目です。議会が扱う個人情報にはどのようなものがあり、この条例によって具体的な姿はどうかというご質問でございます。

これについては、議会が保有している個人情報の例としましては、請願・陳情書や傍聴人受付票、退職議員を含む議員の経歴などの情報、議会事務局職員の人事情報などになります。

また、これらを容易に検索できるよう、電子計算機に入力した場合は個人情報ファイルに当たることとなります。

次に4番目、仮名加工情報と匿名加工情報の取扱いはどうかという問いは、法令に基づく場合を除き、仮名加工情報を第三者に提供することを禁止するとともに、取り扱う仮名加工情報の漏えい防止その他安全管理のために必要かつ適正な措置を講じます。

また、匿名加工情報の取扱いについても、安全管理のために必要かつ適正な措置を講じます。

5番目です。受け取ることが想定される仮名加工情報や匿名加工情報も、議会が使用する目的が終了すれば、廃棄する規定を設けるべきではないかということですが、繰り返しになりますが、安全管理のために必要かつ適正な措置を講じてまいりたいと思います。

以上です。

○議長

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

○議 長

6番 横畑君(登壇)

○6 番

発委第1号 白浜町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、反対討論を行います。

個人情報保護条例の最大の焦点は、第1条の目的にあります。白浜町の個人情報保護条例は、町民の基本的人権を擁護するとなっておりますが、提案された「白浜町議会の個人情報の保護に関する条例」では、個人の権利利益を保護という規定に変更されています。

日本国憲法第11条は、基本的人権について、侵すことのできない永久の権利と規定し、これを受けて日本国憲法は、基本的人権を平等権、自由権、社会権、請求権、参政権の5つの分野で豊かに叙述しています。さらに、憲法制定以後、幾つかの新しい権利が基本的人権として確立しています。プライバシー権はその1つであり、日本国憲法第13条「すべて国民は、個人として尊重される」を根拠にし、確立したものです。

個人情報保護条例に関係するのは主にプライバシー権です。しかし、条例案はこのプライバシー権を含む基本的人権を守ることを宣言せず、守るべき範囲を個人の権利利益の保護に狭めました。基本的人権を守ることを法律と条例に書けない、ここに深刻な問題があります。

プライバシー権を守らない具体的な姿を紹介します。

現行の個人情報保護条例は、収集した個人情報の目的外使用を禁止しています。しかし、4月以降、法律と条例はデジタル情報の結合を推進します。その考え方に基づいて、銀行の預金口座とマイナンバーのひもづけを自動的に行う法改正が今国会で提出されています。

行政機関等が事前通知し、一定期間に不同意の回答がなかったら、マイナンバーとともに銀行の預金口座を国に登録するというものです。プライバシー権を守るのならば、当然、本人が同意しない限りは登録しないとしなければなりません。

このように、個人の権利利益の保護は法律が改正されるたびに变化します。今後も法改正によって個人の権利利益の範囲がどんどん狭くなります。狭くなるに従って、基本的人権の擁護から離れていく、ここに日本の個人情報保護の最大の問題があります。

ただし、議会が取り扱う個人情報は少ない。また、議会は国会、裁判所と同様に個人情報保護法の適用外です。ここに改善の余地があります。全国町村議会議長会が策定した個人情報保護条例案の説明では、議会が仮名加工情報や匿名加工情報を策定することは想定しがたいと明言しています。また、要配慮個人情報の性格からいえば、議会が要配慮個人情報を収集する必要はありません。今も収集していません。そうであるならば、条例の中に要配慮個人情報と仮名加工情報、匿名加工情報は議会は策定しないことを宣言すべきです。

また、全国町村議会議長会の条例案では、仮名加工情報と匿名加工情報を受け取るケースが想定されるので、規定を設ける必要があるという考えが示されています。

私は、こうやって受け取った仮名加工情報や匿名加工情報は、使用目的を達成した場合は速やかに廃棄するべきだと考えます。そのことによって、議会は通常、仮名加工情報も匿名加工情報も保有しないという態度を貫けます。これらの件を条例に明記すれば、議会は第1条の目的に基本的人権の擁護を宣言できます。

全国町村議会議長会の条例案の法体系を守りつつ、基本的人権を擁護する議会の個人情報保護条例は作れます。地方分権の名の下、議会の仕事として政策立案が求められています。この時代の要請に応え、条例に修正を加えることに議会の使命があることを強調して、私の反対討論を終わります。

○議 長

次に、賛成討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

次に、再度、反対討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

次に、再度、賛成討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。これより発委第1号について採決いたします。

本案について起立採決といたします。

発委第1号について、原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議 長

起立多数であります。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

(10) 日程第16 発委第2号 閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会・総務文教厚生常任委員会・

観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会)

○議 長

日程第16 発委第2号 閉会中の継続調査申出書を議題とします。

各委員長の申出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査を継続することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査を継続することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

閉会にあたり町長から挨拶の申出がありますので、この際これを許可いたします。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番外（町長）

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

2月28日に、第1回定例会を召集させていただいてから、本日まで議員各位には精力的にご審議を賜り、誠にありがとうございました。

令和5年度の当初予算をはじめ、新年度における町政の重要な案件につきまして、真摯にご審議を尽くしていただくとともに、町政全般への貴重なご意見やご提言を頂いたところがあります。

議員各位から頂きましたご意見やご提言を十分に踏まえながら、事務、事業等の遂行に職員共ども、全力を尽くしてまいる所存でございます。

最後に、今後とも議員各位のご指導、ご支援のほどよろしくお願いを申し上げまして簡単ではございますが、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長

挨拶が終わりました。

お諮りします。

本日はこれをもって白浜町議会令和5年第1回定例会を閉会したいと思います。

閉会することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがって、白浜町議会令和5年第1回定例会は、これをもって閉会します。

議長 正木 秀男は、11時14分閉会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和5年3月17日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員